平成２２年（フ）第６９号
山形県長井市清水町１丁目17番14号
債務者　勝見　真樹
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第７４号
山形県米沢市門東町２丁目４番15号
債務者　長　ゆりえ
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第８７号
山形県米沢市東大通２丁目３番39―３号
債務者　内藤　里衣
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４４号
埼玉県熊谷市新堀1134番地１　籠原団地８号303
債務者　長谷部淳子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４８２号
千葉県四街道市めいわ２丁目26番９号
債務者　梁瀬みゆき
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第６８号
千葉県富里市日吉台５丁目42番地57
債務者　小杉　　清
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７３号
千葉県印旛郡酒々井町上本佐倉208番地　山口アパート２棟201号
債務者　小林　寛明
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７４号
千葉県佐倉市井野1384番地29
債務者　浅野　光夫
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７５号
千葉県富里市中沢308番地25　サンスクエア成田202号
債務者　長井　雅也
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８４号
千葉県成田市三里塚248番地１　桜川団地10号
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第９３号
千葉県印西市平賀1379―４―209号、住民票上の住所千葉県銚子市港町1728番地
債務者　荒木　泰行
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第９４号
千葉県印西市平賀1379―４―209号、住民票上の住所千葉県銚子市港町1728番地
債務者　荒木　京子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第９５号
千葉県印西市平賀1379―４―115号、住民票上の住所千葉県銚子市港町1728番地
債務者　荒木　政人
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１０４号
千葉県佐倉市海隣寺町46番地　レジデンス大和田305
債務者　志賀　和幸
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１１０号
千葉県白井市冨士67番地の102　セントラルハイツⅡ106号
債務者　盛　喜久子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１１２号
千葉県印西市発作646番地
債務者　岩井　　昇
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１２４号
千葉県四街道市四街道1474番地３　改良住宅Ａ棟403号
債務者　土屋恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２８０号
愛知県岡崎市鳥川町字出貝津96　額田トンネル作業所、住民票上の住所愛知県北名古屋市石橋角畑191番地２
債務者　佐竹　孝子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係